

出生時育児休業（産後パパ育休）が創設され、 育児休業の分割取得が可能となりました！

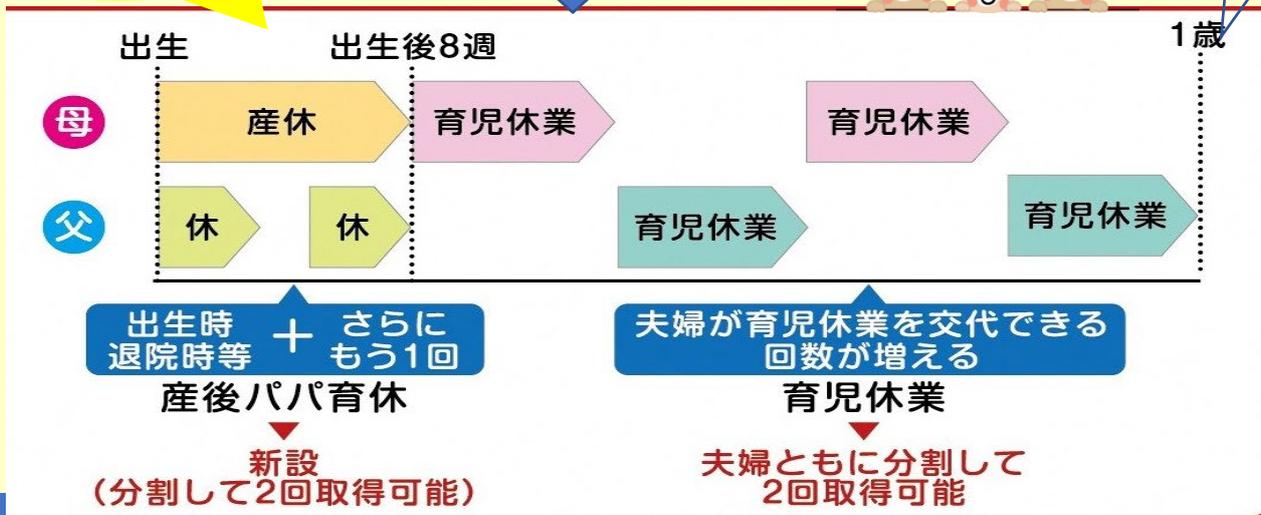


これまで



本学は3歳まで

R4.10月から



変更点

※厚生労働省のHPより一部抜粋

- これまでは、パパもママも育児休業は基本1回だけ取得可能でしたが、パパもママも分割して2回取得できるようになりました。
- さらに、パパは 出生時育児休業（産後パパ育休） を、子の出生日または出生予定日のいずれか遅い日から8週間を経過する日の翌日までの期間に最大4週間取得可能となりました。分割取得(2回まで)も可能です。
※産後パパ育休、育児休業のいずれか最初に取得した5日以内の育児休業は給与支給あり。
- 申出期限は、どちらも休業開始予定の2週間前までです。

詳しくは学内イントラ【育児・介護休業法の改正への対応について】別紙1~4をご覧ください。

【お問い合わせ先】

育児休業の制度に関すること

：（旦野原キャンパス）総務部人事課人事管理グループ 内線 7408

給付金等に関すること

：（旦野原キャンパス）総務部人事課共済・給与支給グループ 内線 7419

《男女共同参画推進室 内線 8573》

